

# 環境影響評価対象事業一覧

(令和4年3月)

No.	事業名	区分	環境影響評価法		福島県環境影響評価条例	
			第1種事業 (必ず環境影響評価実施)	第2種事業 (判定により、 必要な場合環境影響評価を実施)	第1区分事業 (必ず環境影響評価実施)	第2区分事業 (判定により、 必要な場合環境影響評価を実施)
1	道路	高速自動車国道	すべて	—	—	—
		首都高速道路等	すべて(4車線)	—	—	—
		一般国道	4車線10km以上	4車線7.5km以上10km未満	4車線7.5km以上	4車線5km以上7.5km未満
		県道、市町村道	—	—	4車線7.5km以上	4車線5km以上7.5km未満
		大規模林道	幅員6.5m(2車線)以上 20km以上	幅員6.5m(2車線)以上 15km以上20km未満	幅員6.5m(2車線)以上 15km以上	幅員6.5m(2車線)以上 10km以上15km未満
2	河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上75ha未満
		堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上75ha未満
		湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
		放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
3	鉄道・ 軌道	新幹線鉄道	すべて	—	—	—
		普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
		軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
4	飛行場	滑走路延長2,500m以上	滑走路延長1,875m以上2,500m未満	滑走路延長1,875m以上	滑走路延長1,250m以上1,875m未満	
5	発電所	水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW以上3万kW未満	出力2.25万kW以上	出力1.5万kW以上2.25万kW未満
		火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW以上15万kW未満	出力11.25万kW以上	出力7.5万kW以上11.25万kW未満
		地熱発電所	出力1万kW以上	出力7500kW以上1万kW未満	出力7500kW以上	出力5000kW以上7500kW未満
		原子力発電所	すべて	—	—	—
		風力発電所 <sup>※1</sup>	出力5万kW以上 (出力1万kW以上)	出力3.75万kW以上5万kW未満 (出力7500kW以上1万kW未満)	出力7000kW以上	
		太陽電池発電所 <sup>※2</sup>	出力4万kW以上	出力3万kW以上4万kW未満	出力3万kW以上	出力2万kW以上3万kW未満
6	廃棄物 処理施設	最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha以上30ha未満	埋立地面積5ha以上又は埋 立容量25万m <sup>3</sup> 以上	
		焼却施設	—	—	焼却能力4t/h以上	
7	公有水面の埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha以上50ha以下	面積40ha以上	面積30ha以上40ha未満	
8	土地区画整理事業	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
9	新住宅市街地開発事業	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
10	新都市基盤整備事業	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
11	流通業務団地造成事業	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
12	工場又は事業場の用地の造成の事業 <sup>※2</sup>	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
		首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発 に関する法律に基づく工業団地造成事業に限る。		製造業(加工修理業を含む。)、電気供給業(※)、ガス供給業又は 熱供給業に該当する工場又は事業場の用地の造成の事業。		
13	宅地の造成の事業(8から12までに掲げる ものを除く)	区域面積100ha以上	区域面積75ha以上100ha未満	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
		(独)都市再生機構及び(独)中小企業基盤整備機構が実施するもの に限る。		実施主体を問わない。		
14	下水道終末処理場	—	—	敷地面積75ha以上又は汚 泥焼却施設4t/h以上	敷地面積50ha以上75ha未満	
15	工場又は事業場の設置(5、6及び14に掲げ るものを除く)	—	—	最大排出ガス量10万Nm <sup>3</sup> /h 以上又は平均的な排出水 量1万m <sup>3</sup> /d以上	最大排出ガス量7.5万Nm <sup>3</sup> /h以上10 万Nm <sup>3</sup> /h未満又は平均的な排出水 量7500m <sup>3</sup> /d以上1万m <sup>3</sup> /d未満	
16	レクリエーション施設の建設	—	—	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
17	土石の採取	—	—	区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満	
	港湾計画(港湾環境アセスメント)	埋立・掘込み面積の合計300ha以上		—	—	

注) 基本的に、法の第2種事業の規模は、条例の第1区分事業の規模と重複しています。網掛けの部分は条例独自の対象事業及び規模となります。

※1 環境影響評価法施行規則の改正に伴う経過措置により、R3.10.30以前に環境影響評価手続きを開始した風力発電所は、従前の規模要件(括弧書き内)が適用されます。

※2 メガソーラーは、出力でNo.5「太陽電池発電所」、事業区域面積でNo.12「工場又は事業場の用地の造成の事業」に該当する場合があります。